

(別紙2)

大分県医療ロボット・機器産業協議会  
令和6年度「医工連携医療関連機器等事業化補助事業」審査基準

<審査方法>

1. 委員会は、次の4項目を基に審査を実施する。
  - I：研究内容に関する評価
  - II：事業化に関する評価
  - III：研究実施体制に関する評価
  - IV：実施の確実性に関する評価
2. 審査に当たっては、下記<審査基準・項目>に基づく審査表により審査・評価を行い、各委員の評点の平均点に基づき順位付けする。その順位をもとに、県が予算の範囲内で採択案件と金額を決定する。なお、平均点が60点未満であった場合は不採択とする。
3. 審査は原則として申請者(研究代表者等)との面接審査(プレゼンテーション)により行う。
4. 審査会は非公開で行う。

<審査基準・項目>

審査基準・項目	配点
I 研究内容に関する評価 -----	[40]
① 研究内容に新規性や独創性があるか	10
② 研究開発の内容が事業目的に対して適切であるか	20
③ 大学等研究機関のシーズ(知見)を活用できているか	10
II 事業化に関する評価 -----	[40]
① 市場ニーズの実現あるいは市場性が見込める内容であるか	20
② 当該研究成果を申請企業が事業化する能力があるか	10
③ 事業化へ向けての計画が明確になっているか	10
III 研究実施体制に関する評価 -----	[10]
① 研究内容に適した体制となっているか	10
IV 実施の確実性に関する評価 -----	[10]
① 期間内に当該事業が完了する見込みがあるか	10

また、以下に該当する企業に一律、平均値に1ポイント加点する。

- ①「経営革新計画」承認企業
- ②「おおいたワーク・ライフ・バランス推進優良企業表彰」受賞企業
- ③「くるみん」「プラチナくるみん」認定企業
- ④「しごと子育てサポート企業」認定企業
- ⑤物価高を商品価格に転嫁する「パートナーシップ構築宣言」を行った企業